

社会福祉法人周陽福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づく『一般事業主行動計画』

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

① 内容

ワーク・ライフ・バランス支援対策に関する事項

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的に取得できるように各事業所単位で、実施。

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

目標2：所定外労働を削減するため、毎週ノー残業デイを設定、実施する。

<対策>

各事業所及び部署ごとに問題点を検討し計画を立て、施設内掲示により職員へ周知する。

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

毎週ノー残業デイの実施

(令和4年9月1日～令和6年3月31日)

目標3：資格取得を奨励し、キャリアアップを図る

<対策>

介護職員初任者研修や実務者研修の受講に際し、その費用を支給する制度を継続し、職員のキャリアア
ップを援助する。また介護福祉士の受験費用を援助する。

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

② 内容

次世代育成支援対策に関する事項

目標1：中学生等における職場体験の継続

<対策>

中学生等が社会体験を経験することにより、社会生活に必要な自立心、自己責任等の人間形成を向上さ
せる一環となり将来を担う子供の育成に役立つように学校との連携をもとに学生の受け入れを行う。

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)